解

# 同一労働同一賃金始まる

## 選ばれる企業となるには

説明義務を課した14条に、適切に対応しなくてはならない。 条と不合理な待遇差を禁止した8条、非正規社員から待遇差について説明を求められた場合に、 用労働法)」が4月1日に施行された。企業は、正社員と非正規社員の差別的な取り扱いを禁止した9 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下、パートタイム・有期雇 企業に

#### 法律の背景、目的、概要

である。
である。
である。

情である。
現在、日本の雇用全体の約4割が現在、日本の雇用全体の約4割が短時間労働者や有期雇用労働者といった非正規社員とされており、正社のとする待遇に差があるのが実

同法では、職務の内容(業務の内容・配置の変更の範囲、その他の内容・配置の変更の範囲、その他の事情に照らし、「通常の労働者」と「短時間労働者や有期雇用労働者」の間に不合理な待遇差を設けてはないとされている。

また、「短時間労働者や有期雇用労働者」に「通常の労働者」との待遇働者」に「通常の労働者」との待遇が関系が、短時間労働者や有期雇用労働者」に「短時間労働者や有期雇用労働者が、短時間労働者や有期雇用

企業がこの法律に対応することに 企業がこの法律に対応することに の不合理な待遇差が解消され、同一 の不合理な待遇差が解消され、同一 よって、「通常の労働者」と「短時 よって、「通常の労働者」と「短時

## 理解しておくべきキーワード

「通常の労働者」「不合理な待遇差」おくべき三つのキーワードを解説すおくべき三つのキーワードを解説する。具体的には「大企業、中小企業」のここでは、パートタイム・有期雇

澤村啓介 組織人事戦略部 シニアコンサルタント 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

大事サブシステム構築。 立案、人事制度構築、教育制度等 立案、人事制度構築、教育制度等

である。

ついては100人)以下である事業 ビス業を主たる事業とする事業主に 主たる事業とする事業主については 資の総額が3億円(小売業またはサ 用労働法対応のための取組手順書」 生労働省の「パートタイム・有期雇 する。ここでいう中小企業とは、厚 そこで、キーワードの一つ目として 適用開始が1年間猶予されている。 べた。しかし、 については50人、卸売業またはサー 常時使用する労働者の数が300人 については5000万円、卸売業を によると「その資本金の額または出 「大企業、中小企業」の定義を解説 (小売業を主たる事業とする事業主 (億円) 以下である事業主及びその ビス業を主たる事業とする事業主 冒頭で、 同法は4月1日施 実は中小企業はこの

対応を急がれたい。 象であるため、もし不十分であれば この定義に当てはまらない企業は大 企業となり、4月1日から同法の対 主とする」と定義付けられている。

な対話を行った上で進めることが望 となると、 の対応を進めてほしい。対応に当た 2021年4月であるため、 諸規定類の改定も想定される。 どで確認の上、同一労働同一賃金へ っては、 一方、中小企業への適用開始 就業規則や賃金規定などの 早めに着手するようにした 使用者と労働者間で十分 本稿な 改定

期・パートタイム」「有期・フルタ 者とその他の労働者との待遇につい 示す。この無期・フルタイムの労働 イム」「有期・パートタイム」の四 これらを組み合わせると図表1の通 契約期間は無期と有期、 労働時間 は「無期・フルタイムの労働者」を つに分類される。パートタイム・有 パートタイムとフルタイムである。 労働者は 雇用労働法にある通常の労働者と 二つ目 は 「労働契約期間」と 「無期・フルタイム」「無 の視点で整理する。 「通常の労働者」である。 労働時間は 「週の 労働

> ない、 以降、 て、 として取り扱う。 とし、その他の労働者を非正規社員 つまり通常の労働者のことを正社員 不合理な待遇差を設けてはなら 無期・フルタイムの労働者、 というのが同法の趣旨である。

要である。 ならない対象となるため、 正社員と不合理な待遇差を設けては 労働者も、 齢者雇用確保措置に基づく継続雇用 なお、高年齢者雇用安定法の高年 契約期間が有期となり、 注意が必

る。 るときに、その差に応じた待遇であ の範囲、その他の事情が異なってい 務 正社員と非正規社員間において、職 とを示す。 職務の内容・配置の変更の範囲 員と非正規社員間で、 ることを示す。 る状態を指す。均等待遇とは、 でも均衡待遇でもなく待遇に差があ であれば、同一的な待遇であるこ の内容、 三つ目に「不合理な待遇差」であ 不合理な待遇差とは、 職務の内容・配置の変更 一方で、均衡待遇とは、 職務の内容、 均等待遇 正社 一が同

### 不合理な待遇の確認方法

均等待遇および均衡待遇を確保して 不合理な待遇とならないためには、

> だろう。 **衡待遇とは言えない状態となってい** 待遇の現状を確認し、 まずは自社の正社員と非正規社員 れば、対応を進めていく必要がある いくことが必要である。そのため、 均等待遇や均

の内容、 れる雇用の枠組みのことを示す。 どの労働条件の組み合わせで構成さ 配置の変更の範囲、 労働時間、職務の内容、職務の内容・ なお、「雇用区分」とは、 の三つを確認することで進めていく。 の事情」「雇用区分ごとの各種待遇! 以降具体的に確認方法を述べていく。 確認のイメージは図表2の通りで、 「雇用区分数」「雇用区分ごとの職務 まず雇用区分数であるが、大きく 自社の現状の確認方法であるが、 配置の変更の範囲 その他の事情な 雇用期間 その他

異なる労働者を雇用するため、 生アルバイトといった採用の経緯が といっても複数の雇用区分が設けら 定した地域限定正社員など、正社員 かし、実際にその2種類に収まるケ 種類だということになるだろう。 れていることもよくある。また、 ースは少ない。例えば、勤務地を限 分類すると正社員と非正規社員の2 継続雇用労働者や学 l

> 正規社員は簡易軽易業務、 ている条件を確認していくとよい。 約書などの書面を収集し、 制度規定、労働条件通知書、 出すに当たっては、 る労働条件を書き出していく。 その他の事情といった働き方に関す に書き出しておくことが重要である 自社に雇用区分が存在するだけ正確 そのため、ここでは手間を省かずに (業務の内容、業務に伴う責任の程 次に、雇用区分ごとに職務の内容 雇用区分を設けていることもある。 ただし、職務の内容は規定上、 職務の内容・配置の変更の範囲 就業規則、 記載され 正社員は 雇用契 等級 非

ケースもあり を任せている 員に基幹業務 秀な非正規社 理できていて も、現場で優

基幹業務と整

であるため注 が乖離しがち 仕組みと実態

際は、厚労省 る。職務の実 意が必要であ

〈図表1〉労働者の種類									
		労働時間							
		パートタイム	フルタイム						
契約期間	無期		通常の労働者						
	有期	通常の労働者との間で、均等均衡待遇が 求められる労働者							

(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

きさなどを踏まえ、 そのため、人事部の体力や問題の大 職務の内容・配置の変更の範囲、 期雇用労働法が求める職務の内容、 務評価の結果は、 間を要することも多い。 がら、職務の難易度や責任の重さな べきかの判断が必要である。 る職務の内容を説明するにすぎない。 ためのヒアリングや評価に多くの時 ただし、職務評価は実態を把握する どを評価していくのが理想的である 他の事情のうち、 ・検討マニュアル」を参考にしな 評価を用いた基本給の点 パートタイム・有 優先的に実施す 要素の一つであ その上、 そ 職

せる。 た、 理解しておかなくてはならない。 転勤や部署異動だけではないことを を伴わない職務の内容の変更を含 いうと、 範囲であるが、一般に配置の変更と む)の有無や範囲のこと」とあり、 本人の役割の変化など(配置の変更 の変更の範囲は「将来の見込みも含 ュアル」によると職務の内容・配置 待遇差解消のための点検・検討マニ また、 転勤、昇進といった人事異動や 短期的な配置の変更として、 しかし、厚労省の「不合理な 転勤や部署の異動を想起さ 職務の内容・配置の変更の ま 出

事情で、 だろう。 的 情があれば、 雇用区分間の違いが明らかになる事 スの違いや正社員への転換実績など 記載がある内容のほか、 その他の事情として想定されるため 『その他の事情』として想定されて 討します。 0 アルによると「『職務の内容』『職務 います」とある。 な労使の慣行、 内容・配置の変更の範囲』以外の その他の事情であるが、 個々の状況に合わせ都度検 成果、 書き出しておくとよい さまざまな事柄が 労使交渉の経緯は 能力、経験、 採用プロセ 同マニュ

手当, ラインでは、基本給、 わたると考えてよい。 とあるため、待遇とはかなり広範に 期雇用労働法が施行されます」では のパンフレット「パートタイム・有 の他の待遇」とされている。 法8条においては「基本給、賞与そ 出 「基本給や賞与などあらゆる待遇」 していく。ここでの待遇とは、 最後に、 福利厚生、 雇用区分別に待遇を書き その他について、 賞与のほ 同省のガイド 厚労省 同

> ておくとよいだろう。 具体的に述べられているため確認し

#### 待遇改善の進め方

各雇用区分の働き方に関する労働各雇用区分の働き方に関する労働を書き出してみると、正社員と非正規社員の待遇差がって、その差が不合理か否かを見分けるポイントを解説したい。

的は、 例に挙げ解説したい。作業手当の べきだろう。参考として作業手当を やすいため、 手当を支給しないことが説明できな で、「正社員と非正規社員で支給、 から、説明可能な場合が多い。一方 の変更の範囲、 や水準が異なる手当」に関していえ らかになるだろう。 支給基準や水準が異なる手当」が明 手当」また「正社員と非正規社員で いことも多く、 給目的に照らして、 不支給が分かれている手当」は、 「正社員と非正規社員で支給基準 職務の内容、 特定の作業を担っている対 優先的に検討を進める 不合理な待遇となり その他の事情の観点 職務の内容・配置 非正規社員のみ 支

正社員と非正規社員が同じ作業を担正社員と非正規社員が同じ作業を担当しているにもかかわらず、非正規社員に手当を支給しないことは、説明がつかず不合理と考えられる。
明社員のみに不支給であることの理ともその支給目的に照らして、非正規社員のみに不支給であることの理由を説明し難い手当として挙げられる。

内容、 遇改善を図っていくなど、パートタ 法律の趣旨を踏まえ全体としては待 する可能性がある。 場合、正社員に対する不利益が発生 なることもあるだろう。また、 善していくなど段階的な取り組みと その場合は、複数年かけて待遇を改 改善が困難なケースも想定される。 ただし、人件費などの観点で即座に 社員の待遇を改善することである。 な対応策として、 していかなくてはならない。具体的 の説明が困難であれば、 していく必要がある。 囲 イム・有期雇用労働法への対応が人 人件費の許容範囲内で対応を進める このほかの待遇についても職 その他の事情の観点から、 職務の内容・ 原則的には非正規 その場合でも、 配置の変更の範 確認し待遇差 早々に対応 務の

〈図表2〉現状の確認フォーマットのサンプル								
社員区分 労働条件・待遇		正社員		非正規社員				
		総合職	一般職	契約社員	パートタイマー	定年後 再雇用		
契約		無期		有期				
労働時間		フルタイム		フルタイム	イム パート フルタイム			
職務の内容	業務内容	企画、	判断	簡易軽易業務				
	業務責任	クレーム対応あり	クレーム対応なし	クレーム対応なし				
配置の変更の範	事業所の変更	あ	5 0	なし				
囲	転居転勤	あり	なし	なし				
	職務の変更	あり	なし	なし				
	昇進の範囲	上限なし	管理監督者の 最下位等級まで	なし。昇格には正社員への 転換が必要		_		
	出張	あり		なし		あり		
	応援	あり		なし		あり		
その他の事情	労使交渉の経緯							
月例給	基本給							
	役職手当							
	家族手当							
	住宅手当							
	通勤手当							
賞与								
教育訓練	OJT							
	Off-JT							
休憩								
休日								
• • •								

(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

定方法は、

説明を求

めてきた非正規社員

と職務の内容や配置

の変更の範囲が近い

止社員を選定するこ

員のことである。 遇を比較すべき正社 きた非正規社員と待

選

容の相当性、 労働条件変更の必要性、 に行い、労働者への不利益の程度、 労使とのコミュニケーションを十分 を付けたい。 件費の抑制につながらないように気 経緯といった観点から慎重に進めて いくことも忘れてはならない。 労働組合などとの交渉 不利益変更に際しては、 変更後の内

#### 説明への対応は

説明」に分けられる。それぞれ確認 「待遇差の説明文書の作成」「実際の 説明への対応は「比較対象の選定」

> 内容や配置の変更の範囲が限定的で うした場合に、非正規社員の職務の 定するということになる。 あ 0 れるように職務の内容や配置の変更 もいれば、一般職やエリア職と呼ば が無限定の総合職と呼ばれる正社員容、職務の内容・配置の変更の範囲 れば、一般職を比較対象として選 範囲を限定した正社員もいる。こ

文書をもって説明しなくてはならな いとは記載されていない。 ートタイム・有期雇用労働法上は ≧遇差の説明文書」であるが、 しかし、

> 無とその内容」を記述の上、「違い て、 り、これらも利用しながら説明文書 の変更の範囲、その他の事情の観点 の理由」について職務の内容、配置 差を抜き出し、それらの待遇につい は、 を準備しておくとよい。説明文書に 説明書のモデル様式が掲載されてお 労働法対応のための取組手順書」に 厚労省の「パートタイム・有期雇用 がよいだろう。対応に当たっては るため、説明文書を用意しておく方 企業側の対応として、 から説明を記述しておく。 説明が異なるなどのリスクを回避す 前述 「待遇の目的」「待遇の違いの有 (図表2)で分析した待遇 担当者により

説明していないという本人と会社の という証跡であり、 だし、これはあくまで「説明した」 証跡を残しておくとよいだろう。 明後は本人からサインをもらうなど 築く上でも納得が得られるよう丁寧 が、労働者と企業がより良い関係を することを求めているものではない 法では、 すく説明することを心掛けたい。同 な説明をするべきだろう。また、説 した説明文書を用いながら分かりや 「実際の説明」の場面では、作 労働者が納得するまで説明 後で説明した、 た 成

> とにご注意いただきたい ないことを証明するものではないこ 正社員との間で、 説明を求めてきた非正規社員の待遇 ことである。そのため、比較対象と 第14条「説明義務」に対する証跡 認識の食い違いを起こさないため が、選定対象となった正社員や別の 不合理な待遇では

する。

比較対象とは

企業に説明を求めて

選定」について解説

まず

比較対象の

していくこととした

#### 今後の展望

もあるだろう。 るいは、既に進めてきたという企業 ベルを目指し対応を進めている、 合理とまでは言えない」といったレ 理的な待遇とまではいかないが、不 の限定的な期間であったこともあり であり、この4月の施行まで2年弱 いる。また、法律の成立が18年6月 条では「不合理な待遇」を禁止して 人事実務の視点では、短期的には「合 パートタイム・有期雇用労働法8 あ

いっても、 とである。

職務の内

正社員と

は体力に応じて実施と述べたが、企 要であろう。そのためには、前述で となるよう制度を整備することが重 的な差に基づく納得感のある待遇. は言えない待遇」ではなく、「合理 発揮してもらうためには「不合理と ったときに、非正規社員により力を しかしながら、 長期的な視点に立



#### プレスクラブ(下)

1971年に米国から帰国すると、東京にも ナショナル・プレスクラブ「日本記者クラブ」 が誕生していた。最初は帝国ホテル内に事務 所が設けられたが、その後、千代田区内幸町 に「日本プレスセンタービル」が竣工し、本 格的な活動を開始した。サッチャー、ミッテ ラン、アラファト、アキノら、世界の政治家 たちが記者会見し、ゲストも政治・経済だけ ではなく、野球の王貞治、冒険家の植村直己、 俳優の森繁久彌、吉永小百合…と多彩だった。

私は、大蔵省、日銀、外務省、通産省など の記者クラブに所属したが、"無所属"の時 は時事通信本社よりも向かいの日本記者クラ ブで過ごすことが多かったように思う。本社 は特定の部屋も机もなかったが、日本記者ク ラブは原稿を書く個室も昼寝をするソファも あり、コーヒー、ビールなどいつでも飲めた。

特に晩年、解説委員長になってからの10 年は、日本記者クラブで企画委員を務めたの で、仕事場でもあった。その頃にはノンフィ クションライターの肩書で映画批評、書評執 筆のほかTVキャスターの仕事もしていたの で、"何でも屋、的存在。その結果、私自身 がメディアの取材対象となることも増え、記 者クラブの談話室や個室をよく利用させても らった。

企画委員としては記者会見、講演、研究会、 討論会などの司会役やコメンテーターを務め た。その回数は80回を超えた。経済記者の くせに最初の司会はラクロット・ルーブル美 術館長の講演。義兄がパリ在住の画家で帰国

事業運営に支障を来す可能性も出て

単な

內容

そ

これらの労働者の納得性を担保でき

結果的に離職

はを招き、

 $\Omega$ いては

中だったので特訓を受け、ぼろを出さずに済 んだ。その他、秋山豊寛 (宇宙飛行士)、浅 利慶太 (演出家)、沢口靖子 (女優)、李香蘭 こと山口淑子(政治家)、吉田義男(野球監督)、 周防正行(映画監督)ら分野はさまざま。私 自身も何度か"出演"した。

企画委員時代の89年から10年といえば日 本経済の「失われた10年」。バブルが崩壊し た金融恐慌の平成不況期だったため、当然、 記者クラブに招くゲストは経済金融関係が増 えた。銀行・証券、大蔵省・日銀関係者の退 陣、自殺、逮捕、処分…と "経済事件" のニ ュースが相次ぐ中、記者会見や講演会のニー ズも強く、企画した会見、研究会などの会合 は20回以上に及ぶ。

折から経済審議会、財政制度等審議会、金 融制度調査会など政府関係審議会の委員とし て在任中、日銀法改正問題が浮上。金融制度 調査会・日銀法改正小委員会の"中立委員、 を務めたことから、柄にもない日銀副総裁に 就任するというハプニング。そのため、時事 通信社解説委員長も日本記者クラブ企画委員 も辞任と相成ったが、日本記者クラブで金融 経済問題をめぐる諸問題を集中的に討論して いたことが、結果として日銀入りのリハーサ ルになったのは皮肉である。

そのおかげで、"功労会員、の資格を頂戴し、 以降20年以上、現役記者を退いて久しいが、 諸会合に招かれ、レストラン、バーだけでは なく執務室や談話室に自由に出入りする恩典 に浴している。 (敬称略)

くる。 る企業になれるだろう。 者をより多く採用でき、 れる企業となれば、 うな取り組みにより、 とが求められてくるだろう。このよ って納得性の高い待遇としていくこ る法対応にとどまらず、 『者の活力が高まり労働者から 他 務 この事情に の内容・配置の変更の範囲、 そうならないためには、 に照らして、 より優秀な労働 自社で働 職務 競争力 労働者にと

選ば

でに正社員を優遇した仕組みでは、 ような多様な労働者が働く職場では 係に年功的であったり、 れまでのように担う職務とは無関 ますます増えてくるだろう。 クグラウンドを持つ労働者が おいては、 労働生産 人労働者」 今後は「高年齢者」 「女性」 人口が減少していく など、 人手不足が深刻化して 多様な属性やバ 不合理 この Ė

基づき給与などを決定していく、 業として体制を整 れて検討すべきだろう。 ゆる職務主義の人事制度も視 務の価値を算定 え、 職務評価 その結果に